

男性職員のみなさん



子どもが生まれたら

# 特別休暇 を取得 しましょう。



配偶者の出産前後に2種類の特別休暇が合計7日間、取得できます！

## 配偶者出産付添休暇（2日間）

妻の入院や出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届等、妻の入院等の日から出産後2週間までに取得可能。



## 育児参加休暇（5日間）

おむつ替え、生まれた子への授乳、上の子の世話等のため、当該出産に係る子が1歳に達するまで間に5日間、取得可能。  
上の子の世話のために、妻の出産予定日の6週間前（多胎は14週）から取得することも可能です。



- ①これらの特別休暇は「有給の特別休暇」なので、給与に影響はありません。
- ②1日・半日・1時間または1分での取得が可能です。

産後パパ育休などと組み合わせて利用してみませんか？

取得に関しては所属部局の担当者にお問い合わせください。

発行 |  
男女共同参画推進センター  
<https://www.shinshu-u.ac.jp/danjo/>



男女共同参画推進  
SHINSHU UNIVERSITY